

青森市文化観光交流施設 ねぶたミュージアム内  
投影映像製作業務委託基本仕様書

令和6年4月

青森市経済部観光課

## 青森市文化観光交流施設 ねぶたミュージアム内投影映像製作業務基本仕様書

### 1 業務名

青森市文化観光交流施設 ねぶたミュージアム内投影映像製作業務

### 2 目的

開館 12 年を経過したことを機に、今後「ねぶたの家 ワ・ラッセ」の施設管理運営を行う中で、本市が誇る観光資源「ねぶた」の価値を改めて広く発信し、サービスの向上を図るため、ねぶたミュージアムの壁面に投影する青森ねぶた祭の映像を製作し、新たな体験空間を創出することで、新規層を含めた顧客層の掘り起こしを通じた、更なる誘客促進を実現する。

### 3 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和 6 年 12 月 27 日まで

### 4 業務内容

#### (1) 映像企画構成

- ・製作した映像は、4（4）記載の場所の壁面（左右両方）に投影すること。
- ・壁面に投影する映像は、左面と右面は異なるものとする。
- ・来館者が当該場所を通過すると、まるで青森ねぶた祭に参加しているような躍動感や雰囲気を感じられる空間を創出することを念頭に置き、映像を製作すること。  
（例）左側壁面：囃子方の映像、右側壁面：跳人の映像
- ・受託業務完了後（納入後）、製作された映像は、受託者が（5）で手配・設置・調整した映像投影機器・音声機器を使用し、開館中、リピート再生して放映するため、製作した映像は 1 クール 5 分～10 分程度とすること。

#### (2) 映像撮影

- ・令和 6 年に開催される青森ねぶた祭の映像を撮影すること。
- ・ハイビジョン撮影とすること。
- ・撮影時においては、場所、許可等に関して、関係官公庁及び警察、運行団体等と充分協議すること。
- ・撮影時には、祭り運営委員会及び各運行団体と密に連絡を行い、運行や観覧の妨げにならないよう十分に留意すること。

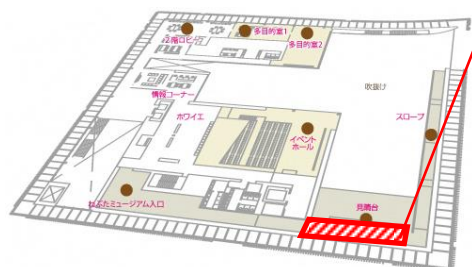
#### (3) 映像編集

- ・令和 6 年に開催される青森ねぶた祭の映像を撮影すること。
- ・企画構成に基づいた映像ソフトで構成し、編集すること。また、第三者が所有している映像を使用する場合は、著作権等の問題が生じないように調整すること。
- ・ねぶた関連の映像使用における著作権については、製作者及び運行団体と事前に許諾と承認を得ること。
- ・ねぶた本体に明示されているスポンサー名については、一体的な作品とみなし、モザイク等の処理は行わない。但し、スポンサー名を単独で撮影する行為は禁止とする。（ねぶた祭りに関連性がなく、意図的な広告目的として撮影した場合等）
- ・著作権、肖像権等の諸問題が発生した場合、全て受託者で調整対応を行うこと。

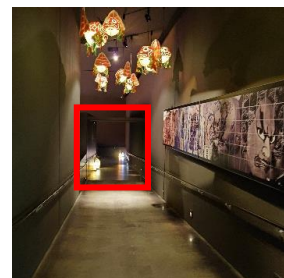
- ・必要に応じて、スーパーテロップ等の作成、BGMの使用、特殊効果で編集すること。
- ・3Dによる撮影、製作等は行わないこと。

(4) 映像投影場所

ねぶたミュージアムの「ねぶた名人や2023年出陣ねぶた紹介のパネル展示エリア」から見晴台に向かう通路（幅2.5m×長さ9m）の壁面（左右両方）



ねぶたミュージアム 2階  
「ねぶた名人・2023年出陣  
ねぶた紹介パネル展示エリア」  
⇒ 見晴台に向かう通路  
(W:2.5m L:9.0m)



(5) 映像投影機器・音声機器の設置・調整

- ・製作した映像を投影する機器及び映像延長器、音声機器は、受託者が手配・設置・調整を行い、納入すること。
- ・納入機器は、現場を事前に確認の上、保守、維持管理の容易性を加味し、設置すること。
- ・納入にあたっては、事前に試写し、投影サイズや画角、展示が損なわれないよう十分留意し、作業を進めること。
- ・上記の際は、既存の機器に必要な調整が行われると想定されるため、青森市文化観光交流施設指定管理者や施設の電気設備に精通している事業者と密に打合せを行いながら、他の映像コンテンツ等に影響が生じないように、充分留意すること。
- ・映像装置（プレイヤー、アンプ、映像延長送受信機等）の設置場所についても、青森市文化観光交流施設指定管理者や施設の電気設備に精通している事業者と密に打合せを行うこと。

(6) スケジュール

時期	内容
6月上旬	契約締結
8月	映像撮影
	映像編集・企画構成・機器手配等
9月	映像編集・企画構成・機器手配等
11月下旬	業務完了
12月下旬	実績報告書提出

5 共通仕様

(1) 実施体制

受託者は、相当な知識と経験を有し、業務に精通した主任者及び担当者を配置すること。また、本業務を遂行する上で必要な関係機関との協議については、受託者の責任において適正に処理すること。

業務の実施に当たっては、基本的にはプロポーザルにおける企画提案内容を元に製

作することとなるが、適宜協議や見直しを行いながら進めていくこと。

## (2) 情報共有

受託者は、定期的に委託者に業務の進捗状況を共有するとともに、必要に応じて、随時業務に関する打合せを実施すること。なお、打合せの際には、その内容を記録し、委託者へ共有すること。

## (3) 法令遵守及び機密の保持

受託者は、本業務の遂行にあたって本仕様書に従うほか、関係法令等を遵守するものとする。

また、受託者は、機密の保持にあたって、次の事項を遵守するものとする。

- ① 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- ② 受託者は、市の承諾なく、成果物（未完成のものを含む。）を他人に閲覧、複写または譲渡してはならない。

## 6 成果物の作成

- (1) ねぶたミュージアム内映像ソフト（1作品当たり10分程度）内蔵のブルーレイディスク1種類当たり2枚
- (2) 映像投影機器（各記録メディアの予備1つを含む）
- (3) 音声機器
- (4) 映像投影機器・音声機器取扱説明書、保証書等一式、システム図
- (5) 委託業務完了届（様式第8号）
- (6) 引渡書（委託）（様式30）

## 7 著作権等

この契約の対象となる成果物の著作権は、委託者に帰属するものとする。なお、受託者は成果物が第三者の著作権・権利を侵害しないものであることを保証するとともに、これを他業務へ流用することを禁止するものとする。また、第三者との間に著作権・権利にかかる権利侵害の紛争が生じた場合、当該紛争の原因が委託者の責めに帰する場合は除き、受託者の責任・負担において一切を処理するものとする。

なお、不具合が発生した場合は、委託者において、成果物の保守、維持管理で使用することを可能とする（映像には手を加えない）。

## 8 業務の再委託

受託者は、本業務の再委託を行ってはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。再委託を受託する者は、当業務で課される遵守すべき事項を守らなければならない。遵守事項に違反した場合は、当業務の受託者が賠償義務を負うものとする。

## 9 その他

- (1) 受託者は、適宜委託者の意向を確認のうえ、業務を進めること。

- (2) 受託者の責めに帰すべき理由により、委託者又は第三者に損害を与えた場合、受託者がその損害を賠償すること。
- (3) 自然災害などに伴い、業務の一部を変更又は中止する場合は、委託者及び受託者は誠意をもって協議し、円滑にその解決にあたるものとする。また、中止する場合の費用負担について、中止を決定した日までの費用は、委託者の負担とし、中止を決定した日以降の費用については、委託者と受託者が協議した上で、契約金額を減額変更することがある。
- (4) 本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、委託者と協議すること。
- (5) システムの保証期間は、成果品の検査に合格した日から起算して12ヶ月とする。
- (6) 受託者は、当業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはいけない。